

令和7年度阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域PRパンフレット制作業務
企画提案競技募集要項

1 契約に付する事項

- (1) 委託名 令和7年度阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域PRパンフレット制作業務
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで
- (3) 業務の内容 別添仕様書のとおり
- (4) 委託金額限度額
2,530,000円（消費税及び地方消費税込み）

2 参加資格

企画提案競技参加者は、次の要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件の確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者。
- (3) 本要項を遵守するとともに、業務内容について仕様書に沿って責任を持って遂行できる者であること。
- (4) 過去5年間に今回の委託業務と類似業務の活動実績があること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員である事を知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 参加申込書及び資格審査書類

- (1) 参加申込書の提出

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（様式1）に必要事項を記載のうえE-mail またはFAXで提出すること。なお、審査会の参加方法について対面またはオンライン

のどちらか希望する方法を選択すること。

提出時の件名は「（提案競技参加申込）令和7年度阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域PRパンフレット制作業務委託」とすること。なお、必ず電話にて到達確認をすること。

（2）参加申込書の提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和7年9月16日（火）17時00分まで

イ 提出先 「12 連絡・問合せ先」

（3）その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（様式2）を提出すること。

4 契約締結までのスケジュール（案）

- | | |
|-----------------|---------------------|
| （1）公告（企画提案募集開始） | 令和7年 9月 5日（金）13時00分 |
| （2）質問受付期限 | 令和7年 9月10日（水）17時00分 |
| （3）質問回答期限 | 令和7年 9月12日（金）17時00分 |
| （4）参加申込期限 | 令和7年 9月16日（火）17時00分 |
| （5）企画関係書類提出期限 | 令和7年 9月25日（木）17時00分 |
| （6）審査結果の通知 | 令和7年10月 3日（金）午前（予定） |
| （7）契約締結予定日 | 令和7年10月 3日（金）以降 |

5 質問の受付及び回答

（1）受付方法

質問の受付は、すべて「質問書」（様式3）にて行うものとし、質問書は E-mail または FAX で提出すること。件名は「（質問）令和7年度阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域PRパンフレット制作業務委託」とすること。なお、必ず電話にて到達確認をすること。

（2）質問書の提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和7年9月10日（水）17時00分まで

イ 提出先 「12 連絡・問合せ先」

（3）回答

質問に対する回答は、令和7年9月12日（金）までに企画提案競技参加者全員にE-mail または FAX にて共有する。なお、回答内容は、本業務の募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

6 企画提案書及び資格審査書類の提出

企画提案競技参加者は、次に掲げる書類を作成し、令和7年9月25日（木）17時までに、持参又は簡易書留郵便で提出すること。

ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

（1）提出書類

ア 企画書（任意様式）：7部

イ 会社概要書（パンフレット等会社の業務内容が確認できる書類、写しでも可）：1部

（2）企画提案書作成上の注意

ア A4サイズ・長辺綴じとする。ファイル綴込みは行わず、2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること。

イ 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載すること。

ウ 企画提案は1事業者につき1案とする。ただし、スケジュール調整を要するタレント等の出演を企画する場合、出演者候補として3案まで可とする。また、提出後の企画提案書の差し替えは受け付けない

（3）提出方法

ア 持参又は配達証明付き郵送で提出することとし、提出期限必着とすること。

イ 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

（4）提出先

「12 連絡・問合せ先」

7 審査及び結果通知

（1）企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。

（2）審査委員会は、対面またはオンライン（提案者が希望するいずれかの方法）にて行う。

①日時

令和7年10月2日（木）13：30～（予定）

※日程は変更となる場合がある。時間等の詳細については、後日連絡する。

②方法

対面またはオンライン（Zoom）（予定）

※詳細については、後日連絡する。

③時間配分

プレゼンテーション15分以内、委員からの質疑10分程度を予定

（3）審査結果は、審査日以降に書面及びE-mailにより令和7年10月3日（金）（予定）に通知する。

（4）最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の提案を行った者を委託候補者とする。また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を行い、審査結果を自ら有利にしたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

（5）提案競技参加者が1者の場合、各審査委員の合計点の平均が6割以上であれば企画提案競技募集要項、仕様書を満たすと判断し、その提案者を受託事業者として決定する。

（6）提案者がいない場合、ホームページでその旨を公表するとともに、再度公募を行うものとする。

8 審査基準

次のとおり、審査項目について、採点基準により採点し、総合点を集計する。

(1) 審査項目

企画・構成等	本事業の目的や意義を正確に理解し、課題に対し適切な内容になっているか。 阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域の魅力が伝わる内容となっているか。 パンフレットの閲覧が、行動変容（くじゅうへの来訪を目的とした訪日旅行の計画）を促す内容となっているか。 パンフレットの全体構成（テーマやターゲット設定）は適切か。 訪日外国人客に理解されやすいよう、内容に工夫がこらされているか。
実施体制・ 業務遂行能力	業務を柔軟かつ確実に遂行できる体制となっているか。 トラブル発生時の対応力、発注側の意向反映への柔軟な対応が可能か。 取組実績等が事業実施にあたり十分か。
デザイン・質	デザイン面の完成度は高いか。 情報の優先順位付け、読みやすさ、視認性は十分か。

(2) 採点基準

別紙『審査基準表』のとおりに

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ア この要件に定めた資格・要件が備わっていないとき
- イ 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき
- ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- エ 提出書類に虚偽または不正があったとき
- オ 選考の公平性を害する行為があったとき
- カ 見積金額が県の提示する予算上限額を上回るとき

10 契約手続

- (1) 仕様書及び受託者の企画提案書等の記載事項をもとに協議の上、契約を締結する。
- (2) 企画提案等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時に仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することができる。

また、契約に係る協議の際には、受託者はあらためて見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技に係る経費（企画提案書等の作成、提出、審査会参加等に要する経費）は、提案競技参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (4) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の受託者の選定のために使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (5) 審査の内容についての問合せには一切応じない。
- (6) この要項に定めるもののほか、本業務に係る必要な事項は、本県が定める。

12 連絡・問合せ先

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県生活環境部自然保護推進室 自然保護班

担当：古椎、井上

TEL：097-506-3035

FAX：097-506-1749

Email：a13070@pref.oita.lg.jp